

都市再生整備計画(第1回変更)

中川運河にぎわいゾーン地区(第2期)

愛知県 名古屋市

令和8年4月

事業名	確認
都市構造再編集中心支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input checked="" type="checkbox"/>

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	愛知県	市町村名	なごやし 名古屋市	地区名	なかがわんが 中川運河にぎわいゾーン地区(第2期)	面積	149 ha
計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 12 年度	交付期間	令和 年度 ~ 令和 年度				

目標

広域からも人々を呼び込む目的地として、都心に隣接する運河のさらなる水辺活用を図る。

- うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河に向けて、水辺の回遊性確保及びにぎわい創出を図る。
- 都心とみなとの結節点にふさわしい魅力的な空間の形成を図る。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

- ・中川運河は、昭和初期から物流運河として名古屋の経済・産業の発展を支えてきたが、昭和40年頃をピークに港湾物流の機能が徐々に低下し、平成20年代には1日数隻の往来となるなど、物流運河としての役割は小さくなっている。
- ・このような背景を踏まえ、都心と名古屋港を結ぶ広大な水辺に新たな価値や役割を見出し、「うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河」へと再生するため、平成24年に中川運河再生計画を策定(令和5年に更新)した。
- ・中川運河の再生に向けて、にぎわいゾーン地区では、リニア中央新幹線の開業に向けて開発が進められている名古屋駅周辺やささしまライブ24地区のまちづくりと連携しつつ、貴重な水辺空間である中川運河の特性を活かした取り組みを進めている。
- ・具体的には、沿岸用地への憩い・にぎわい施設の誘導、市民の交流・創造活動の継続的な展開、水上交通の運航、緑地・プロムナードの整備などにより、運河の魅力や回遊性を高める取り組みが実施されている。
- ・令和3年度には官民が連携して「世界運河会議NAGOYA2020」が開催され、国内外の有識者等による水辺を活かしたまちづくりについて議論されるなど、今後の中川運河再生の動向について内外から注目を集めている。

課題

- ・沿岸用地に事業者が進出しやすい環境の整備に向けたしくみの拡充が必要
- ・水上スポーツ等による水域利用の拡充と水上交通の充実を両立するための手続きや利用ルールの整理と周知が必要
- ・市民交流や創造活動がさらに継続・発展するためのしくみの拡充が必要
- ・運河特有の倉庫群などを保存し、にぎわいの創出に活用するしくみが必要

将来ビジョン(中長期)

【名古屋市長官舎(2024-2028)】

- ・施策36「水辺の魅力向上をはかります」の「中川運河の再生」において、「うるおいや憩い、にぎわいをもたらす中川運河へと再生を図るため、にぎわい施設の誘導、水質の改善、市民活動への支援、沿線資源の活用などにより、中川運河の再生を図るとともに、ささしまライブ 24 地区と名駅南地区に近接するにぎわいゾーンにおける、ウォーカーブルなまちづくりの実現に向けた再生の加速化を推進」と掲げている。

【名古屋市長官舎(2030)】

- ・将来都市構造において、「イノベーション・ラボ」として、「水辺という安らぎや高揚感を得られる特異な空間に魅せられた多様な人達が、集い出会う、新たな価値を生む場」とすると掲げている。
- ・施策の展開「水辺の魅力向上」の中で、「水辺の魅力向上のため、水質浄化や水辺空間の整備や利活用、水上交通の活性化などをはかります。」と掲げている。
- ・施策の展開「世界の産業文化都市・名古屋のまちづくり資産の活用」の中で、「世界のものづくりをリードする産業文化都市への発展を支えた中川運河の再生を進めます。」と掲げている。

一体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォーカーブル推進事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方

中川運河「にぎわいゾーン」の中心に位置する小栗橋を中央に、延長約2kmの水辺空間と駅(ささしまライブ駅・山王駅)周辺に滞在快適性等向上区域を設定し、公共が整備したプロムナードに隣接した、民間事業者によるプロムナードへのアプローチ空間の整備や、プロムナードと一体となった滞在空間の整備等を誘導し、プロムナードと民間敷地が一体的にウォーカーブルでにぎわいのある水辺空間を形成する。

滞在快適性等向上区域での取組

中川運河「にぎわいゾーン」において、公共が水辺にプロムナードを整備する。
民間事業者がプロムナードへのアプローチ空間の整備や、プロムナードと一体となった滞在空間の整備等を行う。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
プロムナードの歩行者数	人/日	プロムナードの1日あたり歩行者数<休日>	プロムナードの整備により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	250人/日	R8年度	500人/日	R12年度
緑地(掘止緑地・広見憩いの杜)の利用者数	人/日	プロムナードに隣接する掘止緑地・広見憩いの杜の1日あたり利用者数合計<休日>	プロムナードの整備により、緑地をつなぎ回遊性を高めることで、緑地の利用者が増えるかを図る指標とする。	50人/日	R8年度	300人/日	R12年度
プロムナード周辺における催事数	件/年	プロムナード及びプロムナードに隣接する掘止緑地・広見憩いの杜等での催事数	プロムナードの整備により、アートイベント・マルシェ・オープンカフェ等の水辺活用が増えるかを図る指標とする。	5件/年	R8年度	10件/年	R12年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河に向けて、水辺の回遊性確保及びにぎわい創出を図る。 ●都心とみなとの結節点にふさわしい魅力的な空間の形成を図る。 <p>【居心地が良く歩きたくなる空間づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共空間と商業施設等とが一体となり、魅力的でウォーカブルな歩行者空間の形成を図る。 	
<p>その他</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・大正15年(1926年) 中川運河の工事着手 ・昭和5年(1930年) 中川運河が一部供用開始 ・昭和7年(1932年) 中川運河が全線供用開始、松重閘門供用開始 ・昭和39年(1964年) 舟運のピーク ・昭和43年(1968年) 松重閘門を閉鎖 ・平成24年(2012年) 「中川運河再生計画」を策定 ・平成28年(2016年) 運河沿岸に珈琲元年 中川本店(喫茶店)が開業 ・平成29年(2017年) 堀止緑地が一部供用開始 ・平成29年(2017年) 水上交通「クルーズなごや」運航開始 ・平成31年(2019年) 広見憩いの社が供用開始 ・令和元年(2019年) 運河沿岸にバーミキュラ ビレッジ(レストラン・カフェ等)が開業 ・令和8年(2026年) 堀止エリアにNAKAGAWA CANAL DOORSが開業 <p>【その他官民協働の取り組み事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度より毎年度 「中川運河再生プラットフォーム」を設置し、官民が中川運河再生について議論 ・令和3年(2021年) 官民が連携し「世界運河会議NAGOYA2020」を開催 	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等													
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度									
				制度別詳細1 [法第46条第10項] 道路占用許可特例	制度別詳細2 [河川敷地占用許可準則22] 河川敷地占用許可	制度別詳細3 [法第46条第12項] 都市公園占用許可特例	制度別詳細4 [法第46条第25項] 都市利便増進協定	制度別詳細5 [法第46条第24項] 都市再生整備歩行者経路協定	制度別詳細6 [法第46条第26項] 低未利用土地利用促進協定	制度別詳細7 [法第46条第2号] [滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業	制度別詳細8 [法第46条第14項第1号] [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例	制度別詳細9 [法第46条第14項第2号イ] [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例	制度別詳細10 [法第46条第14項第2号ロ] [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定
1	●休憩施設等の整備、管理、運営 休憩施設や通路等を整備し、地域住民や来訪者へ施設を開放するとともに、地域活動等で依頼があった場合は施設を提供するなど思いにぎわい・交流の創出を図る。	R8～R12	富士コーヒー株式会社										○
2	●民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設等の整備、管理、運営 集会施設、飲食施設、広場等を整備し、地域住民や来訪者へ施設を開放するとともに、地域活動等で依頼があった場合は施設を提供するなど思いにぎわい・交流の創出を図る。	R8～R12	株式会社運河の森										○
3													
4													
5													

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [法第46条第14項第3号イ] [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準	制度別詳細12 [法第46条第14項第3号ロ] [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限	制度別詳細13 [法第46条第14項第3号ハ] [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設
1					

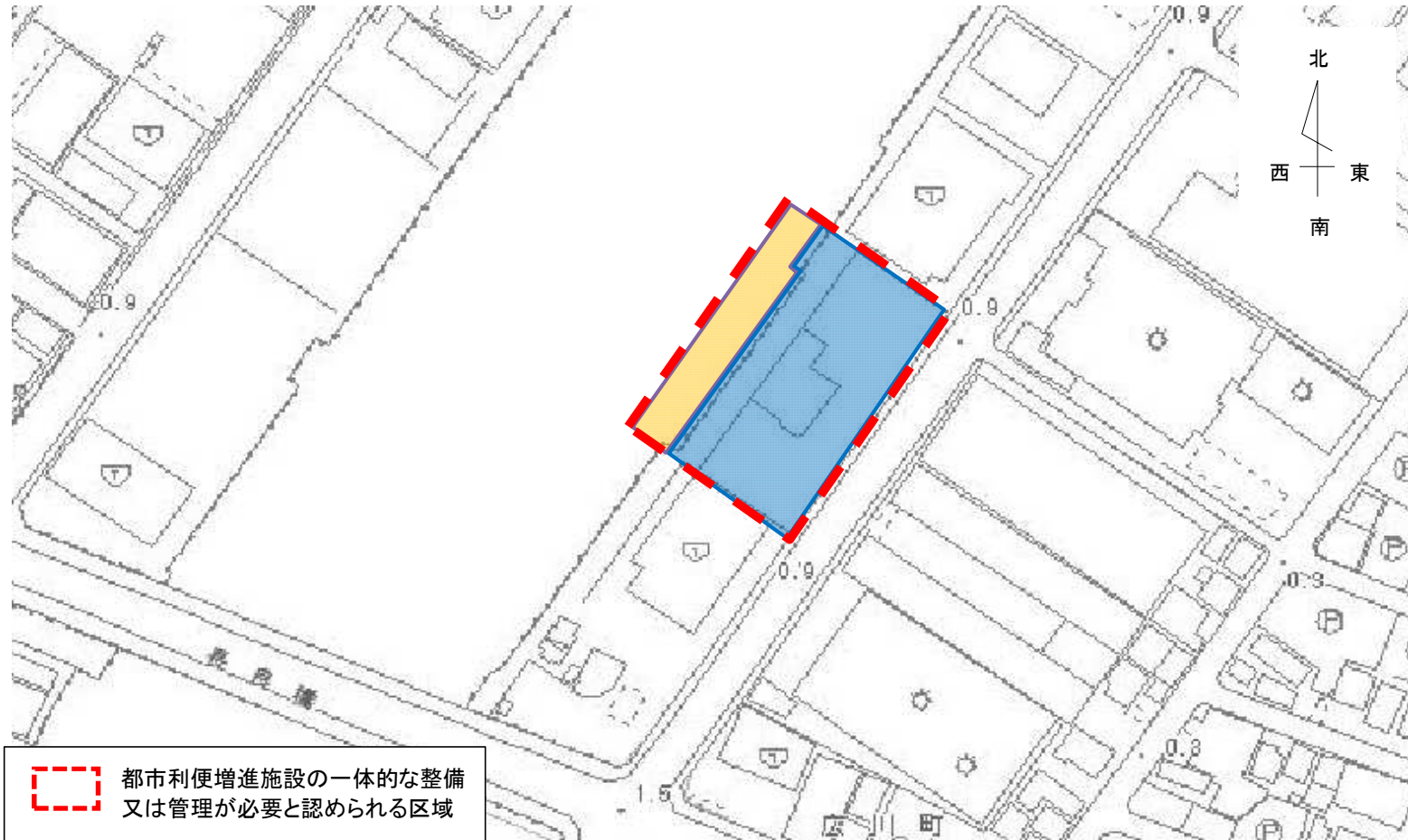
制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】			
			制度の活用計画
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1 休憩施設等の整備、管理、運営	R8～R12	富士コーヒー株式会社	<p>1. 協定締結者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士コーヒー株式会社(都市利便増進施設所有者、管理者) ・名古屋市(土地所有者) ・名古屋港管理組合(護岸完了予定地管理者) <p>2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域) 次ページ赤枠破線の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・珈琲元年中川本店 ・護岸改良予定地 <p>3. 協定の内容</p> <p>(1)協定の目的となる都市利便増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩施設(椅子、テーブル、芝生)、通路(階段、手摺り)、柵 <p>(2)費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士コーヒー株式会社による負担 <p>(3)都市利便増進施設の整備・管理の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士コーヒー株式会社が都市利便増進施設の整備費用を負担する ・富士コーヒー株式会社が日常管理を実施し、それに要する費用を負担する ・都市利便増進施設を珈琲元年中川本店の利用者に限らず、地域住民や来訪者へ開放するとともに、地域活動等で依頼があった場合は、施設を提供するなど必要に応じた協力を行うよう努める
2 民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設等の整備、管理、運営	R8～R12	株式会社運河の森	<p>1. 協定締結者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社運河の森(都市利便増進施設所有者、管理者) ・名古屋市(土地所有者) <p>2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域) 次ページ赤枠破線の範囲</p> <p>3. 協定の内容</p> <p>(1)協定の目的となる都市利便増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設(ギャラリー)、食事施設(カフェ)、広場、通路(階段)、駐車場、駐輪場 <p>(2)費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社運河の森による負担 <p>(3)都市利便増進施設の整備・管理の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社運河の森が都市利便増進施設の整備費用を負担する ・株式会社運河の森が日常管理を実施し、それに要する費用を負担する ・都市利便増進施設を株式会社運河の森の運営する施設の利用者に限らず、地域住民や来訪者へ開放するとともに、地域活動等で依頼があった場合は、施設を提供するなど必要に応じた協力を行うよう努める

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号1

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図



--- 都市利便増進施設の一体的な整備
又は管理が必要と認められる区域

敷地の凡例

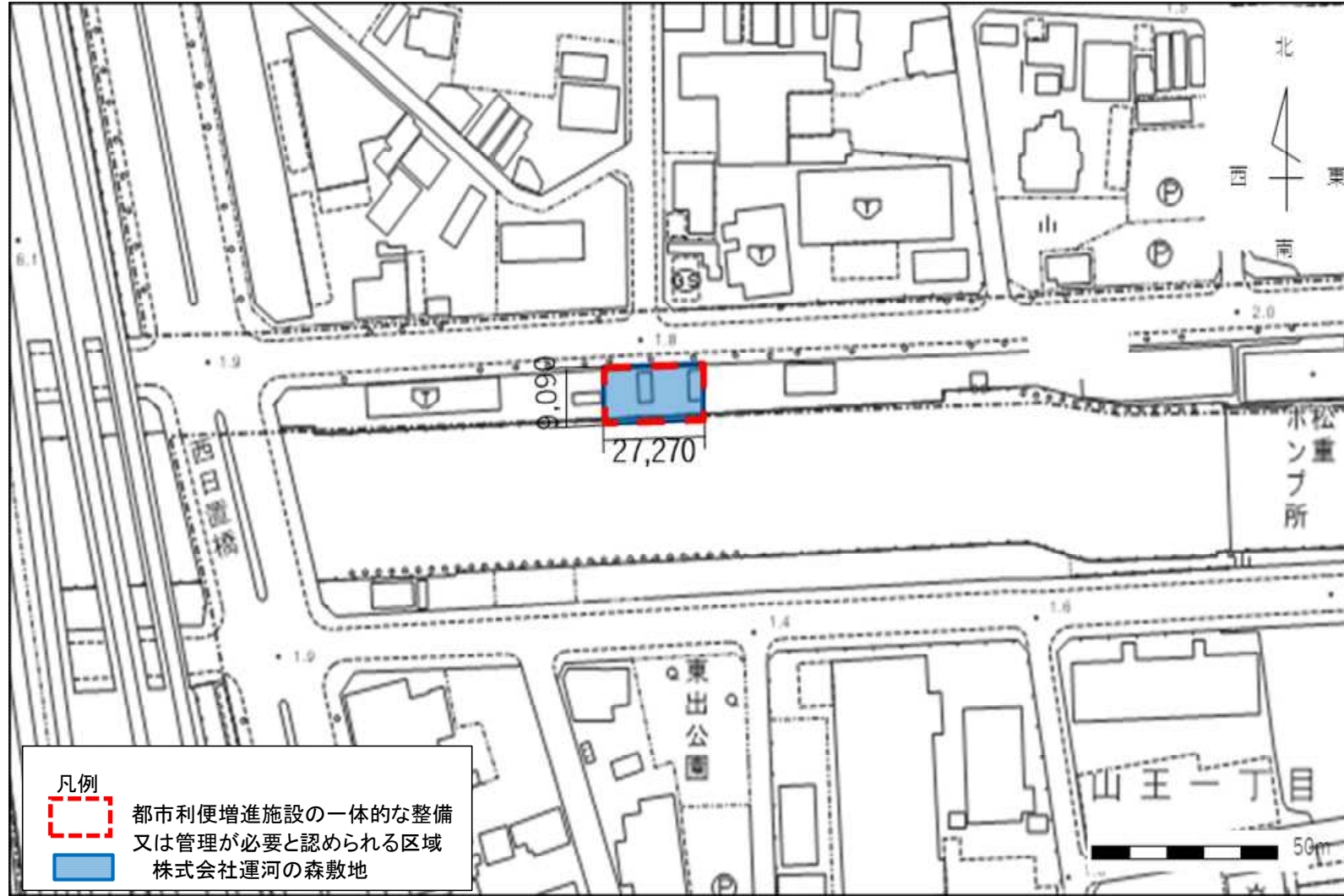
- 珈琲元年中川本店
- 護岸改良予定地

100m

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号2

制度別詳細【都市利便増進協定】

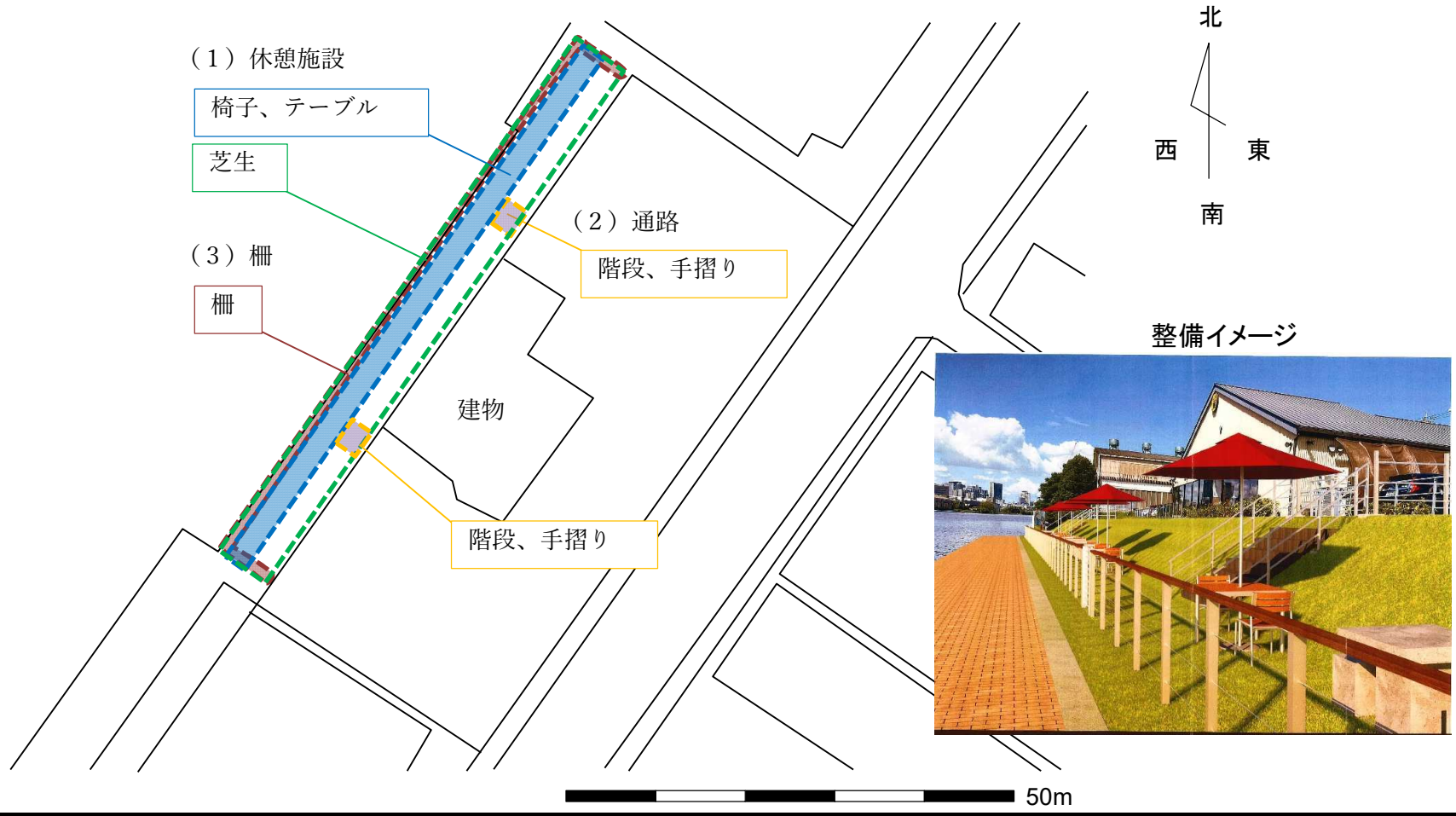
制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図



制度別詳細4-1-①(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号1

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

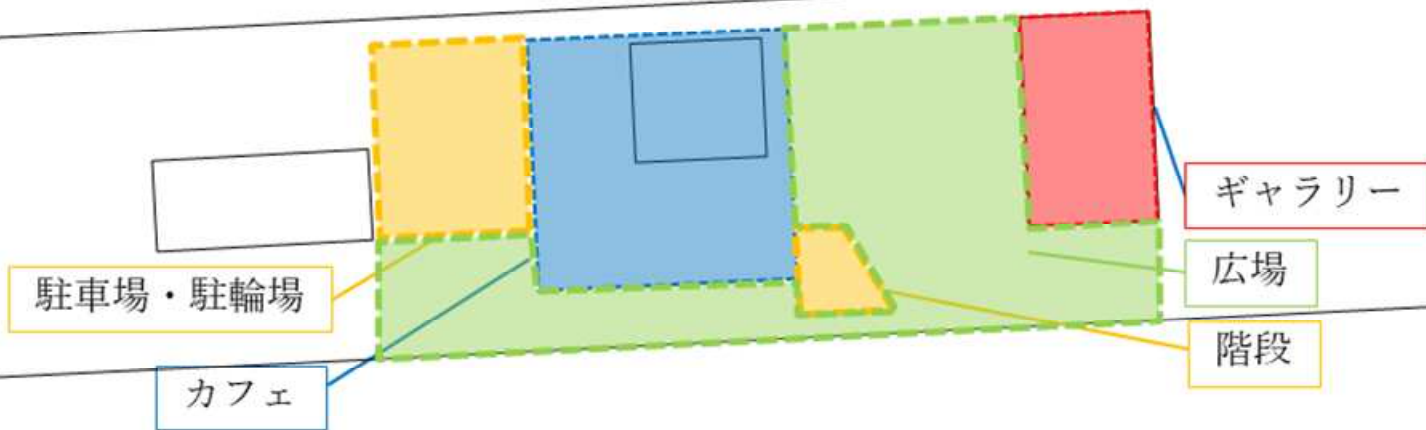
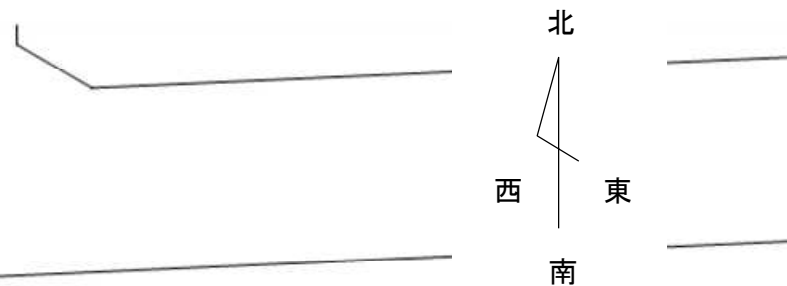
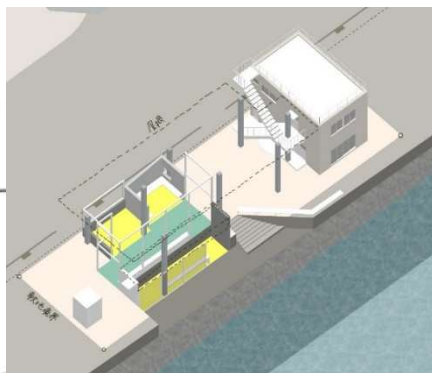


制度別詳細4-1-①(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号2

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

整備イメージ



15m

中川運河にぎわいゾーン地区(第2期)(愛知県名古屋市)

面積 149 ha 区域 名古屋市中央区・中村区の一部

